

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

十和田市中心市街地再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

十和田市

3. 地域再生計画の区域

十和田市の全域

4. 地域再生計画の目標

十和田市は、青森県の南部中央に位置しており、行政人口は約 66,300 人、面積は約 725km² である。山地は、八甲田山系の北八甲田連峰や南八甲田連峰、十和田湖の外輪山である十和田山や十和利山などがあり、市の西南部には面積 61km²、標高 400m、水深 326.8m の二重カルデラ湖である十和田湖が位置している。十和田湖を源とする奥入瀬川は、三本木原台地に河岸段丘を形成しながら太平洋に注いでおり、そのほか砂土路川が市の北部を、後藤川、藤島川が南部をそれぞれ西から東へ流れている。さらに、奥入瀬川から上水した人工河川「稲生川」が台地の農地を潤している。八甲田山系や十和田湖、奥入瀬溪流は十和田八幡平国立公園に指定されており、十和田湖と奥入瀬溪流は国の特別名勝、天然記念物に指定されている風光明媚な土地である。

また、国道 4 号が南北に、45 号、102 号線が東西に通っており、交通の要所、産業の中心地として県南中央部の町村を牽引してきた。

しかし、官公庁の出先機関の統廃合や転居などにより、官庁街通り沿道に空き地が目立ち、通りの景観を損なっている。また、隣接する中心商店街においても、モータリゼーションの定着と郊外型店舗の相次ぐ出店に伴い、市街地内の大型店舗や小規模零細小売店の閉鎖が進み、空き店舗が目立ち中心市街地の空洞化が顕著となっている。

この対策として、平成 12 年度に中心市街地活性化法に基づく基本計画を策定し、平成 17 年 3 月 28 日付で名称「十和田市中心市街地にぎわい特区」として構造改革特別区域計画の認定を受け、各種イベント開催を支援するための交通規制緩和策の検討や、中心市街地に隣接する官庁街通りの空き地を活用する野外芸術文化ゾーン構想など国際文化観光都市づくりを進めている。

これに加え、国際観光都市として美しい自然環境を維持し、市民はもとより、観光客に誇れる都市づくりを目指すため、快適な生活を保障する汚水処理施設が、インフラ施設として不可欠となっている。

そのため、公共下水道の整備や浄化槽設置補助事業等の汚水処理施設整備事業を一層推進し、公共用水域の水質改善を図る。併せて、市民による川の清掃活動等を推進し、市民の環境保全意識を涵養する。

このように、中心市街地活性化事業によりまちのにぎわいを創出するとともに、インフラ整備や市民活動を通じて奥入瀬川などの豊かな水と緑、美しい自然を守り、

国際観光都市としてのイメージアップを図ることで市内外からの交流人口の増加を促進し、中心市街地を核とした十和田市の活性化をめざす。

[目標] 平成 21 年度末まで通常事業と合わせ、汚水処理人口約 5,470 人整備し、率で 72.2%から 80.3%へ向上を図る。

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

十和田市では、平成 12 年度に中心市街地活性化法に基づき基本計画を国に提出し、中小小売商業高度化構想に基づき、具体的な計画策定作業を進めている。

また、十和田市中心市街地にぎわい特区事業により、イベント開催のための条件整備をすると共に、野外芸術文化ゾーン構想に基づき、アートを用いた魅力あるまちづくりを行い、市民はもとより、観光客が憩える空間を創る構想など、中心市街地の活性化のための施策を模索している。

これに加え、観光客に誇れる美しい自然環境を維持し豊かな水と緑を守るため、公共下水道事業で平成 17 年度から 21 年度まで市街地東部の下水道を整備し、汚水集合処理計画がない区域で平成 17 年度から 18 年度まで個人設置型の浄化槽設置補助事業を行い、平成 19 年度から 21 年度まで市町村設置型浄化槽整備事業を行う。

5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

- ・「汚水処理施設整備交付金」を活用する事業

事業箇所等は、別添整備箇所を示した図面による。

「事業主体」

- ・いずれも十和田市

「施設の種類」

- ・公共下水道、浄化槽(個人設置型及び市町村設置型)

「事業区域」

- ・公共下水道 十和田処理区 東部第 4・5 汚水幹線及びその周辺区域
(平成 16 年 3 月 16 日事業認可、平成 19 年 3 月 15 日変更認可)
- ・浄化槽 十和田市全域 但し、公共下水道の事業認可区域、農業集落排水事業採択済み区域、小規模集合排水処理施設整備事業計画調査着手済み区域を除く

「事業期間」

- ・公共下水道 平成 17 年度～21 年度
- ・浄化槽 (個人設置型) 平成 17 年度～18 年度
- ・浄化槽 (市町村設置型) 平成 19 年度～21 年度

「整備量」

- ・公共下水道 $\phi 350 \sim 100 \text{ mm}$ $L = 8,500 \text{ m}$

なお、交付金活用による各施設による新規の整備人口は下記の通り。

公共下水道	530人
浄化槽(個人設置)	50人
浄化槽(市町村設置)	1,560人
延べ	2,140人 汚水処理人口普及率3.2%を整備

「事業費」

公共下水道	事業費 1,025,000 千円 (うち、交付金	512,500 千円)
浄化槽 (個人設置型)	事業費 6,006 千円 (うち、交付金	2,002 千円)
浄化槽 (市町村槽設置型)	事業費 594,900 千円 (うち、交付金	198,300 千円)
合 計	事業費 1,625,906 千円 (うち、交付金	712,802 千円)

5-3 その他の事業

(1) 中心市街地活性化法に基づく事業

中心市街地活性化法に基づき、高齢化社会に対応し、高齢者が集い憩える施設の整備や街なかでの暮らしを支える機能を高めるなどの構想を盛り込んだ商店街の再興を図る基本計画を作成し、平成12年11月に国に提出した。

現在、中小小売商業高度化構想に基づき、市と一体となり、十和田商工会議所が十和田まちづくり機関(十和田 TMO)となり、具体的な計画策定作業を進めている。

(2) 十和田市中心市街地にぎわい特区関連

・まちづくり交通安全対策事業

道路を舞台に人と人がふれあえるまちづくりのため、交通規制や緩和により、イベント開催のための条件を整備し、イベントを充実させる。

・野外芸術文化ゾーン構想

中心市街地に隣接する日本の道百選に選ばれた官庁街の空き地を利用し、アートを用いた魅力あるまちづくりを行い、市民や観光客が憩える空間をつくる。

(3) 市民清掃活動の推進

ボランティア団体の会員のほか市民900人で、年1回、十和田市内の奥入瀬川で清掃活動を行っている。また、流域の小・中学生から「水」「川」「緑」「魚」をテーマとした標語を募集し、環境保全意識の涵養に努めている。

(4) 汚水処理施設関連

・公共下水道事業により、十和田市街地北部及び東部を整備する。

・農業集落排水事業により、平成21年度までに3地区を整備する。

・小規模集合排水処理施設整備事業により、平成21年度までに5地区を整備する。

6. 計画期間

平成 17 年度～平成 21 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

汚水処理施設整備計画については、最新のデータに基づいて施設計画を再検討したものであり、既存の「青森県汚水処理施設整備構想」に掲載された計画と異なる計画としたため、次回の都道府県構想の見直し時に反映することとする。